

日本古典文學大系 98

歌舞伎十八番集

郡司正勝校注

岩波書店刊行

日本古典文學大系 98

歌舞伎十八番集



郡司正勝校注

岩波書店刊行

歌舞伎十八番集

日本古典文学大系 98

昭和 40 年 6 月 5 日 第 1 刷 発行 ©
昭和 47 年 8 月 10 日 第 7 刷 発行

定価 1200 円



校 注 者 ぐん じ まさ かつ
 郡 司 正 勝

発 行 者 東 京 都 千 代 田 区 一 ツ 橋 2-5-5
 岩 波 雄 二 郎

印 刷 者 長 野 市 中 御 所 2-30
 田 中 忠

発 行 所 東 京 都 千 代 田 区 株 式 岩 波 書 店
 一 ツ 橋 2-5-5 会 社

落丁本・乱丁本はお取替いたします

目次

凡例 五

歌舞伎十八番集

解説 一三

矢の根 五一

助六 五九

暫 一四一

鞠当 一六五

勧進帳 一七五

役者論語

鳴神 一五

毛拔 三三

(景清) 二七

解説 二九

舞台百ヶ条 三〇

芸鑑 三一

あやめぐさ 三二

耳塵集 三七

続耳塵集 四六

賢外集 五五

佐渡嶋日記 五四

補注	三六五
附帳	四三五
現行本	四五九
用語一覽	四七九

凡 例

本書は、歌舞伎十八番の「矢の根」「助六」「暫」「鞆当」「勸進帳」「鳴神」「毛拔」を収録し、これに頭注(異同)・脚注を付して、実演台本としての立体化を意図した。(なお、参考のため、「景清」の本文のみを掲げた。)これに、「附帳(扮装・鳴物)」「現行本(暫・鳴神)」「用語一覧」を付して、歌舞伎演出の理解を助けるために配慮した。

併せて、かぶきの最高の俳優論といわれる『役者論語』を収録し、これに、同書に現われる当時の役者・作者・座元の人名一覧を加えて、参考に呈した。

歌舞伎十八番集

(本文について)

- 一 各作品の底本については、それぞれの解説中に記した。
- 一 本文表記は底本通りを原則としたが、読み易きを計って、次のような方針に従った。
 - 1 漢字の字体は通行の正字体に統一し、変体仮名は通行の字体に改めた。「ムる」「ます升」「よりぶ」などは台本特有のものであるが、すべて現代表記に直した。
 - 2 仮名づかいと、動詞の送り仮名の有無については、すべて底本の通りとした。
 - 3 送り仮名が現代の慣用と特に異なっているものは、これを省いた。

(例) 鮑^{わう}び・紫^{むら}き・心^{こころ}ろ・昔^{むかし}し

ただし、「私^わし」「私^{わたし}」「私^{わたし}」「私^{わたし}」に関しては、底本のままとした。

4 「此^この」や「斯^かう」などを、現在の慣用に従って、仮名表記とした作品もある。

(例) 此^{この}・爰^{こゝ}・其^{その}の・能^{よく}・斯^{かく}・成^{なる} ↓ この・こゝ・その・よく・かく・なる

5 底本に使用したもののうち、活字本は、振り仮名が総ルビに近いので、適宜、校注者が取捨した。

6 特別な発音をするものについては、() に入れてそれを示した。

(例) 帰^{かへ}る・赤^{あか}い・所^(とけ)へ

7 句読点ならびに清濁は、校注者の見解によってこれを施し、また改め正した。頭注・補注等においても、これに準じた。

8 反復記号は底本のままとしたが、「々」は、漢字の場合は「々」に、仮名の場合は「ゝ」にした。

9 明らかな誤字は正し、脱字は() を付して本文中に加え、頭注に注記した。

一 セリフの指定名およびト書中の人物名は、底本では役者名になっているが、これは役の人物名に直した。

(例) 団十郎・団↓助六 半四郎・半↓揚卷

一 セリフ中に、○(思入^{おもひいれ}の記号)の指定のあるものは、そのままとし、特に説明の必要がある場合は脚注に記した。

(頭注について)

一 頭注には、語釈・異同を掲げた。頭注番号は漢数字を用いた。

一 頭注が見開き頁に収まらず、左端の異同欄を越えて次頁に送られた場合は、ノ印を用いてこれを示した。

一 異同欄に、底本と現行の諸本との異同を示した。〔右〕〔左〕は、見開きの右頁・左頁を示し、①②は本文の行数を示す。

なお、「助六」は分量の関係上、頭注の左端ではなく、本文の後に掲げた。

〔脚注について〕

一 脚注には、演出に関する、役者の演技・位置、舞台の様相、下座等を記述した。脚注番号は洋数字を用いた。

一 脚注には、異なる演出も出来るだけ多く記入した。さらに、諸本のト書の違いも、必要のあるものは、適宜記入した。なお、脚注は、現行の演出を中心として記述しているため、底本と異なるセリフになっている場合が多い。しかも異同欄にも見当らないのは、現行の他本、または役者による動きと見られたい。

〔校合本について〕

一 校異ならびに参考に使った諸本の略号と内容は、次の通りである。

〔矢の根〕

日 音蔵本一。五代目富士田音蔵本。演劇博物館蔵。半紙本。年月日の記入なし。

日 音蔵本二。同右。半紙本。大薩摩の浄瑠璃本。大正五年四月、歌舞伎座上演。

岡 河竹本。河竹繁俊校訂「歌舞伎名作集」下（評釈江戸文学叢書）所収。「翰当」以外の岡も同じ。

〔助六〕

日 竹柴本一。竹柴惣太郎蔵。昭和三十七年四月、現十一代目市川団十郎襲名の際に上演。

日 竹柴本二。竹柴惣太郎蔵。昭和十三年三月、大阪歌舞伎座、七代目松本幸四郎上演。

困 木村本。木村錦花・遠藤為春共編「助六由縁江戸桜の型」。

国 国会（旧上野）図書館本。文政二年三月、玉川座上演。天保十二年写本。

〔暫〕

日 竹柴本一。竹柴惣太郎藏。昭和十一年一月、歌舞伎座、七代目松本幸四郎上演。上演時間約一時間。

目 竹柴本二。竹柴惣太郎藏。昭和十三年四月、歌舞伎座上演。岡鬼太郎による、上演時間約四十五分の省略本。

因 久保田本。明治十五年九月発行「市川團十郎
於家狂言歌舞伎十八番」。紅英堂板。久保田彦作編。

〔鞆当〕

因 白藤本。鈴木白藤写本。伊原青々園旧藏（演劇博物館藏）。「浮世柄比翼稻妻」三幕目「仲の町の場」。

因 大南北全集（第十三卷）本。「浮世柄比翼稻妻」。

因 小野本。小野操（竹柴操二）藏。昭和二十五年十一月、東京劇場上演。

因 昔綉廓鞆当本。明治十二年六月、新富座上演。「俳優評判記」所載。

〔勧進帳〕

因 久保田本。昭和十六年二月発行「市川團十郎
於家狂言歌舞伎十八番」。紅英堂板。久保田彦作編。

因 九代目団十郎本。堀越秀、明治二十三年七月発行、木版本。

日 竹柴本一。竹柴惣太郎藏。昭和十三年三月、浄写本。

〔鳴神〕

日 竹柴本一。竹柴惣太郎藏。昭和六年十二月、京都南座、二代目市川左団次上演。但し削除の分は、昭和二十一年

九月、東京劇場上演。

目 竹柴本二。竹柴惣太郎藏。昭和二十四年三月、三越劇場上演。

目 竹柴本三。竹柴惣太郎藏。昭和三十一年七月、明治座、市川海老蔵・尾上梅幸上演。

〔毛抜〕

岡本。岡鬼太郎蔵。「歌舞伎」昭和三年一月号所載。

曰 竹柴本一。竹柴惣太郎蔵。現十一代目市川団十郎上演。

〔補注その他について〕

一 頭注・脚注欄に収まらなかったもの、また、特に考証にわたる事項、専門的事項、および諸本を比較の上で必要とする場合等については、補注に記した。

一 附帳・現行本・用語一覧についての凡例は、それぞれの扉に記載した。

役者論語

一 本書の底本は、石割松太郎旧蔵、早稲田大学演劇博物館所蔵の木版本によった。原本は、縦六寸二分、横四寸二分、美濃半截本の中本仕立。全部四卷四冊、安永五年九月吉日刊。八文字屋八左衛門板である。

一 なお、東京国立博物館本・国立国会図書館本・東京大学図書館本・早稲田大学図書館本を参照した。東大図書館本は、「耳塵集」に跋文が付いているのが異なる。また早大図書館本は、附録の「三ヶ津盆狂言芸品定」と奥附を欠く。なお、国会図書館本の単行『耳塵集』および『新刻役者綱目』中の「あやめ草」、『役者全書』中の四卷「佐渡嶋日記」、五卷「賢外集」を参照とした。

一 本文は、底本を忠実に複製したが、読解の便を考慮して、次のとき若干の手を加えた。

1 字体は通行の正字体に統一した。

2 誤刻と思われるものはこれを正し、頭注にことわった。

3 句読点は、すべて「。」であるが、これを「、」「。」「」にし、また新たに「、」を加えた所もある。

4 清濁は、校注者の見解に従った。

5 難解な漢字、読みにくい漢字については、振り仮名を（ ）に入れて施した。

一 本文中の小字は、底本では二行割注であることを示す。

一 頭注には、語釈、本文校訂、および演劇史上の動静などについての注釈を施した。

一 本文関係の役者・作者・座元の人名一覧を補注の後に附載した。頭注の「↓一覧」はこの人名一覧を見よの意を示す。

本書の刊行にあたって、河竹繁俊先生ならびに十一代目市川团十郎氏のご支持および校閲を受けたことを厚く御礼申上げる。また八代目松本幸四郎氏には延年の舞をいく度も舞っていただいたし、中村芝鶴、中村又五郎氏には、演技・扮装の面でご教示をいただき、鳴物や附帳の点で、田中伝左衛門、望月太意之助氏に、小道具では藤浪与兵衛氏に、お教えをいただいた。特に、狂言作者の竹柴惣太郎氏には、各種の現行本を提供していただき、終始質問に答えられ、また全面的に目を通していただき、ご面倒をお願いしたことを感謝する。また、国会図書館の鈴木重三氏には、助六の台本のことで、演劇博物館の菊池明氏には、同館資料についてお世話になった。なお、原稿整理・調査・浄写、および用語一覧の作製等について、ご協力を得た玉川大学助教授上原輝男氏、また、主として『役者論語』について、校正・調査・整理に面倒をみていただいた、早稲田大学講師鳥越文蔵氏に御礼申上げる。ほかに、長いこと参考資料を拝借した、鈴木悌二氏、小出博氏、また調べものに協力を願った内山美樹子修士、清書を願った中村哲郎氏など、多くの方々のご協力を得た。最後に、浄書に勤めてくれた故哲子の霊の冥福を祈る。

歌舞伎十八番集

解説

一 歌舞伎十八番の意義と由来

歌舞伎十八番は、かぶき狂言のうちで、特殊な位置を占める一ジャンルである。それはかぶき狂言のうちでも、特に重んぜられる古典であるとともに、市川団十郎家との関連において思い出される点でも、また特殊な性格をもつものである。歌舞伎十八番は、かぶきの歴史の上では、内容には古いものを伝えていても、名称はとくに古いものではない。天保十一年三月、「勸進帳」の初演の際に、その口上看板のなかで、「歌舞伎十八番の内」と銘記したのに始まるものである。石塚豊芥子の『寿十八番歌舞妓狂言考』（以下、『歌舞妓十八番考』と略称）の序によれば、このときに、七代目団十郎は「歌舞妓十八番の家」の芸てふ古き狂言を記した摺物を配った。『歌舞妓十八番考』も、これに刺激されて成ったものだとしている。もっとも、それより約十年以前、天保三年三月、市村座で、七代目が四度目の「助六」を上演した際に、「市川海老蔵流寿狂言 十八番の内」と角書している。しかしこのときは、あくまでも市川家の寿狂言としての十八番で、「歌舞伎十八番」ではなかった。「寿狂言」というのは、江戸三座にあったそれぞれの家の、由緒のある儀式狂言のことで、祝い事その他の記念興行の際に、それぞれの座で出す一幕ずつの放れ狂言である。それに倣って、市川家に由緒のある狂言を、「市川海老蔵流」として、「助六」を特別扱いにしたのによる名称であった。それから八年目の天保十一年に「勸進帳」を上演するに当たり、市川流より歌舞伎十八番になったのである。当時、海老蔵の七代目団十郎が五十歳の齢で、名実ともに、三都に君臨する自信と地位を得たときの発言であることがわかる。したがって一種の僭称でもあった。このことは、さらに二年後には、奢侈僭上のかどで、江戸追放となつてあらわれる。

思うに、江戸のかぶき劇壇は、市川団十郎の代々を中心に繁栄してきたともいえるので、江戸劇壇が、名実ともに上方を圧して、かぶきを代表した江戸中期以後は、三ヶ津総芸頭の地位にあった市川家の伝統と勢力は、かぶきの総元締とな

ったのである。三升屋二三治の『戯場書留』^{しはば、かきとめ}に、「暫、鳴神、毛拔、助六、牢破、矢の根、草摺、外良、相撲、対面、無間、帶引、五人男、清玄、草履打、男達、髪洗、不破名古屋、右十八番といふ事、昔より歌舞妓狂言の言ひならはしにて、木戸前にて人呼に、今は助六ぢや／＼と呼ぶを、十八番のうち呼ものといふ事の始也。故に今も、浄瑠璃ぢや／＼、又一番目ぢや／＼といふ、是より出でしこと。江戸市川代々より八代目に至るまで、狂言組十八番あり、関羽、押戻、暫、七ツ面、象引、蛇柳、鳴神、矢之根、助六、鰻、鎌髭、外郎、不動、毛拔、不破、解脫、勧進帳、景清、市川歴代相続、寿興行に出之」とあるのを一つの拠所とするのであるが、これを信ずるのには、傍証がもう一つ欲しい。二三治の記述に拠れば、昔から、歌舞伎狂言の十八番というものが、市川家の十八番とは別にあつたように受けとれるが、この点なお曖昧である。二三治のいう歌舞伎十八番は、結局、市川家で手がけたものと共通するものが多く、自然二にして一になる事情をもっていたのだともいえる。あるいは、二三治が、十八番という動かせぬ数字に、狂言数を合せるために、数をかぞえてたのではないかという疑いもないわけではない。

十八番を「おはこ」と呼び、お得意のものの意にひろく用いるようになったのは、この歌舞伎十八番から出たことと思われるが、もともと、東洋における十八の名数は、とくにめでたい数であつた。河竹繁俊博士も、これに言及され、十八天、十八大経、十八壇林、十八神道、十八松平、十八大通などの慣用語を挙げられたが、その十八番という名称に数を合せようとするこゝと自体が無理で、要するに十八を「おはこ」の意味で、受け継げばよかったのである。

なお、十八番中の「暫」のつらねのうちに、その主人公が、年齢十八歳なることをとくに言挙げしていることが目につく。たとえば、「渋谷の金玉昌俊、年つもつて十八歳、お馴染みの古若衆」(宝暦六年)、「荒獅子男之助茂満は、生年積つて十八町」(明和八年)、「三浦荒次郎義澄、当年積つて四十八歳、四の字をのけて十八歳」(天明八年)、「碓氷の荒太郎貞光といふ股肱耳目の勇力士、当年積つて十八歳」(寛政五年)、「鎌倉権五郎景政、当年積つて十八歳、実を申せば五十四歳」(寛政六年)、「篠塚伊賀守貞綱、当年積つて十八歳、誠は二十市川の」(寛政十年)、「当年積つて十八歳、誠の年は二十八」(文政元年)、「当年積つてまだやう／＼十八歳」(文政二年)というように、どうして十八歳をとくに数え立てる必要があつたのであろうか。いわば、十八歳とは荒事師の重要な資格であつたのではないか。そうすれば、荒事を中心とする歌舞伎十